

そなえる



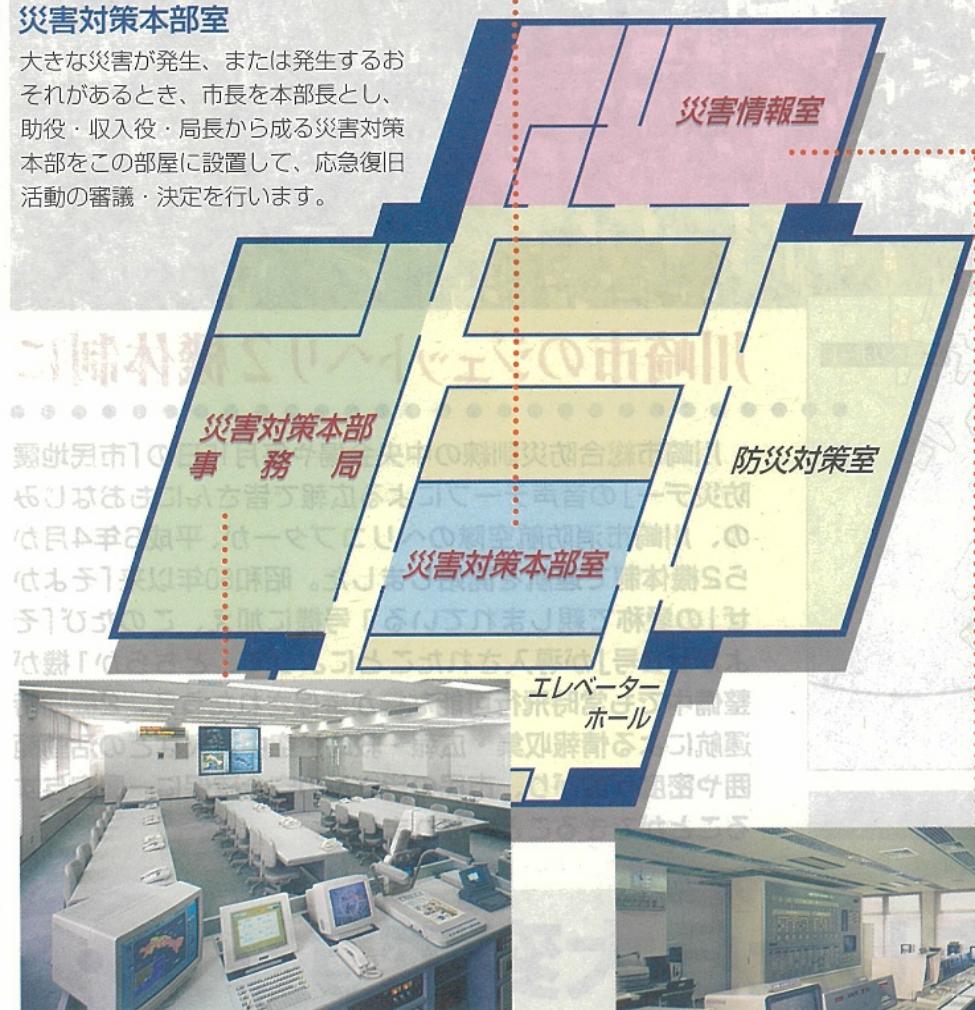
1994 NO.85

1994年(平成6)5月20日発行
○発行/川崎市
○編集/土木局防災対策室
〒210 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 (044) 200-2111 内線2840



1 災害対策本部室

大きな災害が発生、または発生するおそれがあるとき、市長を本部長とし、助役・収入役・局長からなる災害対策本部をこの部屋に設置して、応急復旧活動の審議・決定を行います。



2 災害対策本部事務局

災害対策本部で行う審議・決定に必要な情報を収集すると共に、決定した内容を各区役所・消防署・警察署などの機関に伝達します。

地震や台風が来たときは、「川崎市防災センター」が受けて立つぞっ!

昨年は、釧路沖地震や北海道南西沖地震をはじめ、九州方面の平成5年8月豪雨や台風13号など自然災害が多数発生し、甚大な被害を被ったことは皆さんの記憶に新しいことでしょう。あと数年で21世紀を迎えるとしている今日でも、私たちの力で地震や台風を止めることはできません。しかし、的確な対応によってその被害を少なくすることは可能と考えられます。

このようなとき災害対策活動の中核的機能を果たす「川崎市防災センター」が今年の4月、市役所第3庁舎の7階に完成しました。この川崎市防災センターには次のような機能が備えられ、災害発生時やそのおそれがあるとき、より早く、的確な活動が行えるよう、24時間の監視体制をとっています。

3 災害情報室

各区役所などと情報連絡をする①防災行政無線システム、市内の降雨状況や河川の水位を把握するための②テレメーターシステム、地震被害を予測し、必要な応急対策を支援する③震災対策支援システムなどの防災活動・応急復旧活動を支援するための各種システムが設置されています。このほかにも神奈川県防災情報ネットワークシステム、気象台からの情報を直接受信する気象予警報一斉伝達装置、全国の雨量・河川水位等の情報を得る河川情報システムなどが設置されています。



①防災行政無線システム

災害発生時の電話の障害等に備え、区役所・消防署・土木事務所等の行政機関や警察署、ライフライン(電気・ガス・電話等)関係機関などの防災関係機関と無線によるネットワークを組んでいます。

また、市内各所の避難場所などに設置した屋外受信機と保育園・幼稚園・小中高校・福祉施設や町会・自治会役員の方のご自宅等に設置いただいている戸別受信機に向けて一斉に災害関連情報を放送する「同報無線システム」があります。

②テレメーターシステム

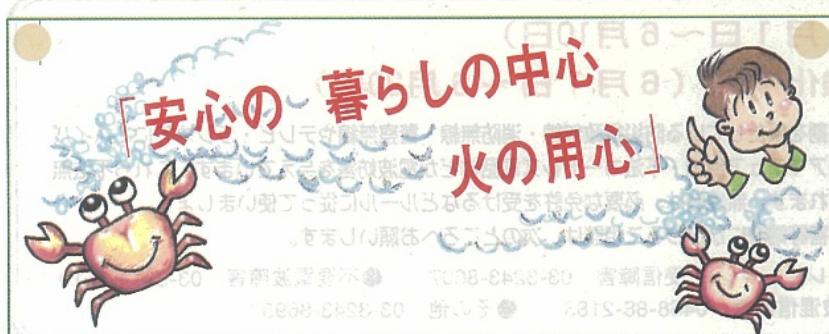
市内の降雨量や河川の水位及び川崎港の潮位などのデータを観測局から無線により受信し、集中把握しています。なお、観測局設置数は、雨量26箇所、河川水位6箇所、潮位1箇所です。

③震災対策支援システム

このシステムは、コンピュータがあらかじめ入力してある市内全域の地盤や建物・人口などのデータに地震発生時に感知した地震のデータを総合して、直ちにどちらの地域でどのような被害が発生しているかを予測し、行うべき対策を示すものです。これにより、災害情報の収集が難しい地震発生直後にも、より早く効率的に応急活動を開始することができます。



平成6年度の全国統一防火標語が決まりました。



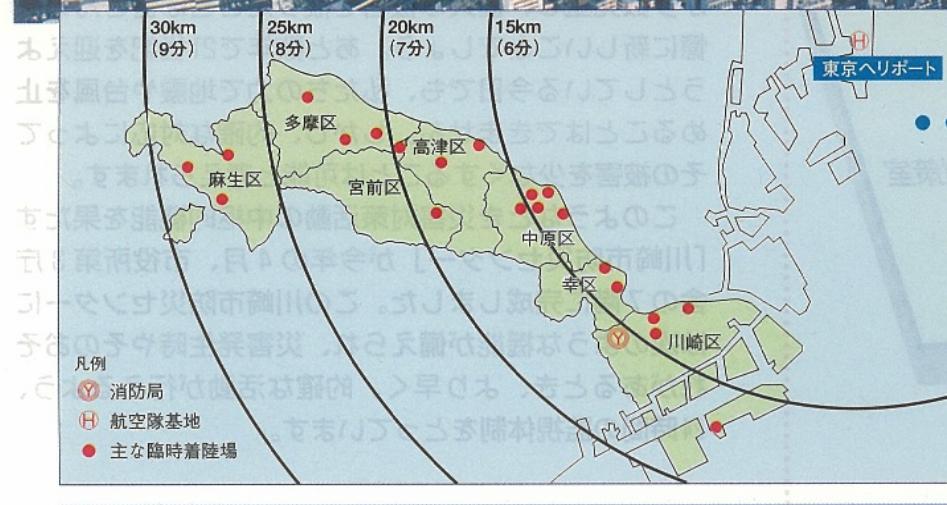
川崎市では、市民の皆さん
防災センター見学をお待ちしております。

(なお、見学は土・日・祭日を除く開庁日の9:00~16:00までの間にお願ひいたします。)
問い合わせ先 土木局防災対策室 電話 200-2840

(なお、見学は土・日・祭日を除く開庁日の9:00~16:00までの間にお願ひいたします。)

問い合わせ先 土木局防災対策室 電話 200-2840

そよかぜ1号 + そよかぜ2号 = 川崎市の安心



市内への所要時間

川崎市のジェットヘリ2機体制に

川崎市総合防災訓練の中央会場や毎月15日の「市民地震防災デー」の音声テープによる広報で皆さんにもおなじみの、川崎市消防航空隊のヘリコプターが、平成6年4月から2機体制で運航を開始しました。昭和60年以来「そよかぜ」の愛称で親しまれている1号機に加え、このたび「そよかぜ2号」が導入されたことによって、どちらか1機が整備中でも常時飛行可能な機が確保されたうえ、2機同時運航による情報収集・広報・救助・空中消火などの活動範囲や密度が広がり、市民の皆さんの安全確保に一層寄与することができることとなりました。

ガケが崩れてケガをしたら大変です・・・

■急傾斜地崩壊危険区域パトロール

川崎市では、「土砂災害防止月間」(6月1日～6月30日)中の行事の一つとして、神奈川県治水事務所・警察署・消防署・区役所・土木事務所が合同で、市内69箇所の急傾斜地崩壊危険区域のパトロールを実施し、崩壊危険箇所の状況調査や崩壊防止施設の点検を行っています。

梅雨のシーズン前に、皆さんもお住まいの周辺にある崖の状態や安全対策について、もう一度点検してください。

☆斜面のここに注意しましょう

- 1 斜面に亀裂ができていないか
- 2 わき水の量が増えたり濁ったりしていないか
- 3 斜面がふくらんでいないか
- 4 斜面に雨水による溝ができるないか
- 5 雨の日に小石がパラパラ落ちてこないか

- 崖崩れが心配な場合や崖崩れ防止工事などについての問い合わせ先
- 神奈川県川崎治水事務所 電話 932-7211
- 川崎市土木局防災対策室 電話 200-2840
- 各区役所総務課



■電波利用保護旬間（6月1日～6月10日）

■不法無線局取締まり強化期間（6月1日～6月30日）

皆さんの生命・財産を守るために重要な役割を果たしている防災行政無線・消防無線・警察無線やテレビ・ラジオ等に、ハイパワー市民ラジオ・不法パーソナル無線・不法アマチュア無線・不法コードレス電話などが電波妨害を与えています。これら不法無線局は、法令に違反しており、厳しく罰せられます。無線機は、必要な免許を受けるなどルールに従って使いましょう。

なお、混信妨害、テレビ・ラジオの受信障害等電波にかかるご相談は、次のところへお願いします。

《郵政省 関東電気通信監理局》 ●テレビ・ラジオ 受信障害 03-3243-8697 ●不要電波障害 03-3214-1610
●混信妨害 03-3214-1626 ●短波混信妨害 0468-88-2183 ●その他 03-3243-8695